

第2回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」 における各委員からの主な指摘事項

武力攻撃災害においては、大量の情報を処理する必要があり、照会者と被照会者との関係を実質的に審査する例1の対応をすることは現在の体制では無理ではないか。形式的審査に留める例2と例3により対応を行うことが適当と考える。但し、今後住基ネットの利用等の技術革新により例1を採用することも今後の検討課題であろう。

安否情報の回答対象者である「家族」の範囲については、様々な概念があり、オペレーションを踏まえて、対象を考えることでよいのではないか。

大規模な武力攻撃災害においては、オペレーションを単純化するためにも公表も検討する必要があるのではないか。

安否情報の公表については、国民保護法の範囲外ということで本検討会で結論づけることはできないが、災害時の安否情報の公表のあり方については、本検討会で検討し、報告書で提言するなどの方法も考えられる。

安否情報システムは莫大な予算を使って構築するものであり、より公益性の高い方法で収集した情報を活用することを考えるべきではないか。

避難住民等の「安」の住民については、民間サービスを有効に利用して頂き、「否」住民や民間サービスから漏れる住民の情報を主な対象とするような役割分担が望ましいと考える。

「安」情報については、民間サービス中心、「否」情報については行政中心に本安否システムで対応すればよいが、死者情報については、行政のオペレーションを楽にするためにも公表をすることはできないか。

安否情報サービスでは、なりすましなどのいたずら対策も考慮に入れなくてはならない。ある程度範囲を絞って公表するなどの工夫が必要。

民間との役割分担を考えると、行政機関の安否システムについては、「否」情報を優先して収集する体制がとれるよう工夫を行うべきと考える。負傷者情報については、病院において情報を入力してもらえるかどうかのポイントになるが、病院の現在の運用を見る限りでは、入力まで病院で行うことは困難であろう。災害時の病院の現場においては、性別、負傷の状況くらいしか把握していない。

医療機関においては、現状を踏まえた独自の様式を作成してはどうか。また、

現実的には市町村職員が安否情報を病院に収集に出向くことが現実的な対応となるのではないかと。尼崎列車事故においては、尼崎市職員が50人病院に分散して情報収集に行き、当日の夕方ごろには死者、負傷者情報のリストを作成した。また、尼崎市では、今回のような安否情報システムも存在しなかったこともあり、負傷者リストを個人情報保護条例に照らして公表できると解釈し、ホームページ上で公表したが、個人情報保護条例上の検討については、尼崎列車事故検討報告書においても結論が出ていない。

病院では、負傷者リストを張り出すなどの公表の有無については対応が分かれたが、マスコミとしては、公益性の観点から「否」情報を公表してもらう必要があると考えている。

武力攻撃は大きな事態もあり得ることを考えると安否情報の自治体の公表も含めて本検討会で考えるべきではないか。

弾道ミサイルは、基本的には屋内退避が基本であり、避難住民の情報を収集する安否情報のスキームでは対応が難しいこともあり対応できる事態も限られる。

「否」情報については、病院や警察に対して、積極的に公表をするよう提言を行うことはしないのか。市町村が安否情報について、原則照会と回答のみで公表をしないということになると病院や警察からも情報が公表されなくなるのではないかと考える。

病院においては、厚生労働省のガイドラインなどを参考に、個人情報保護法に照らして現状でも対応しており、現在の公表のあり方が変わるということにはならないのではないかと。

武力攻撃時における安否情報の規定については、国際法であるジュネーブ条約の規定を国内法で整備するために盛り込まれている。各国の制度を見ても自然災害時の対応と別の安否情報の公表について運用を行っている国はない。

市町村が収集した安否情報については、市町村の保有する個人情報データであるため、自治体の条例に照らして自治体の判断で出すことは可能であると考えられる。

市町村ごとに安否情報を公表するかどうかの判断は異なることも考えられるが、ある程度の国で統一した公表基準のようなものが必要ではないか。

安否情報の照会と回答が法律の対象であり、公表の判断は本検討会の範囲外

であるが、検討会の報告書で安否情報の公表について提言を行うこととした
い。

自治体の条例の書きぶりや解釈は各団体で異なっており、一律の公表基準を
示すことは困難ではないか。指針のようなものが適当であろうか。住民基本
台帳の閲覧制度の運用は各自治体で異なっており、一様の制度ではない。

被災自治体以外の団体が情報を公表するに当たっては、被災自治体が公表を
しているかどうかを踏まえて考えられるようにするべきであろう。

安否情報の運用について、自治体に対してマニュアルのようなものを作るべ
きではないか。

安否情報システムについては、自然災害において活用するか、自然災害にお
いて個人情報を集める必要性があるかという議論が別途必要である。

身分証明のできない意識の不明の負傷者などの情報はどのように取り扱う
かについては、別の様式を作成することを含め整理するべきである。

在日の外国大使館からの安否情報の照会の対応についても整理をお願いし
たい。